お墓――ここが知りたい！

お墓は、人生の最後に誰もが入る場所です。今、お墓は跡継ぎが守って次代へつなぐものという概念が崩れ始めています。従来では考えられなかったお墓の形態や供養の方法が広がりつつあります。新しい供養の方法と、花巻市内の墓地の情報をお知らせします。お墓の購入や供養方式の選択の参考にしていただければと思います。

質問１：お墓は必ず建てなければなりませんか。
答：必ずつくらなければいけないというものではありません。散骨や自然葬、手元供養もできます。

自然葬　―＞　質問 14
散骨　―＞　質問 15
手元供養　―＞　質問 18

質問２：自宅にお墓を建ててもよいですか。
答：「墓地、埋葬等に関する法律」により、墓地以外の場所での埋葬は禁じられています。自宅の庭のほか、所有している山林にお墓を建てることもできません。墓地の開設には、公衆衛生上、場所の制限があり、都道府県知事の許可が必要です。

質問３：子供がありませんが、将来の供養はどうしたらいいでしょうか。
答：永代供養墓地、共同墓地を利用できます。

永代供養墓地　―＞　質問４
共同墓地　―＞　質問５

質問４：永代供養墓地とは、どのようなものですか。
答：生前に永代使用料を前払いしておくものです。寺院墓地でしたら、ご住職に相談なさってください。一般的な永代供養料は 50 万円と言われています。

質問５：共同墓地とは、何ですか。
答：地域に住む人や志に賛同する人々が同じ墓に入るというものです。個々の墓ではなく、石碑や供養塔などの広い地下納骨スペースなどに、共同で骨壺を

納めます。共同体や市民団体が運営・管理します。「集合墓」「合葬墓」「総墓」などと呼ばれることもあります。
　他人の遺骨と一緒になることに抵抗感がある方には向きません。家族の同意もあったほうがよいでしょう。
　個人で墓石を購入する必要がないので、従来の墓地よりは安く求められます。残念ながら、岩手県では見つけられませんでした。宮城県には既に開設されています。

質問６：お墓を移すことはできますか。手順を教えてください。
答：できます。お墓を移すことを改葬と言います。改葬の手順は次のとおりです。
　①新しいお墓の管理者に「受け入れ証明書」を発行してもらう。
　②古いお墓の管理者に「埋葬証明書」を発行してもらう。
　③新しいお墓のある市町村役場に申請して「改葬許可書」を公布してもらう。
　④古いお墓の管理者に「改葬許可書」を提示して、お寺の住職に「お魂抜き」（お墓を引き払う供養のこと）をしてもらう。
　⑤新しいお墓の管理者に「改葬許可書」を提出して、改めて納骨の供養をしてもらい新しい墓籍簿に記入します。

質問７：改葬する際の注意を教えてください。
答：質問６の手続を行う前に、いまの墓地へ事情を説明する必要があります。特にお寺のお墓を移す場合は、よく理解してもらった上で、トラブルが起きないよう話を進めていくことが大切です。
　事前に何の相談もなく、一方的に改葬の手続きを進めてしまうと、高額な離檀料を請求されることがあるようです。また、質問６の②で述べたように、墓地の管理者に署名・捺印入りの埋葬証明書を発行してもらわなければいけないので、改葬の理由を冷静かつ誠実に伝えましょう。
　親族にも同様に説明が必要です。

質問８：改葬の費用はいくらぐらいかかりますか。
答：新しい墓の工事費、新しい墓の永代使用料、元の墓を撤去して更地に戻す費用、石碑の運搬料、開眼供養などへのお布施が必要です。新潟から東京へ石碑と遺骨を移した場合、253 万円かかったという例が新聞に載っていました。岩手県沿岸から内陸への改葬ではそこまでかからないとは思いますが、かなりの出費にはなりそうです。

石碑の持ち込みが禁止されていることも多く、その場合には新しい墓地に新たに墓石を建てなければならないので、その費用もかかります。
また、寺から離檀料を請求されることもあります。これは 1 万円から 50 万円とさまざまな例が報告されています。

質問９：「お墓を買う」と、その土地を所有できるのですか。
答：墓地の購入とは、正確には「永代使用権を買う」ことです。土地を所有する権利を買うのではありません。その権利の内容や制限は墓地によって違うので、買うときには契約内容（年会費、管理料、使用権がなくなるのはどんな場合か）や規則をよく検討しましょう。

質問 10：花巻市にはどのような墓地がありますか。
答：公営墓地、寺院墓地、地域の墓地の３種類があります。花巻市には民営の霊園はありません。矢巾町や盛岡市、一関市には民営墓地があります。

公営墓地　―＞　質問 11
地域の墓地　―＞　質問 12
寺院墓地　―＞　質問 13

質問 11：花巻市の公営墓地について教えてください。
答：市内には５カ所の市営墓地がありますが、現在募集しているのは４カ所です。所在地、使用料、管理料、空き、申し込み先については 13 ページの表１をごらんください。
市営墓地に申し込めるのは、次の２つの条件を満たす方です。
① 市内に６カ月以上居住していて、花巻市に住民票がある。
② 焼骨を持っているか､使用許可を受けてから２年以内に墓石を設置する予定がある。
使用許可を受けても２年以内にお墓を設置しなければ、権利は取り消されます。その場合、支払った使用料は返してもらえません。
なお、１申請者について１区画の使用です。

質問 12：花巻市の地域の墓地はどんなところにありますか。
答：所在地については 13 ページの表２をごらんください。この表は、清水石材さんのご好意によりいただきました。各墓地には管理者がいますが、ここにはその連絡先を載せることはできません。
地域の墓地の管理者の連絡先は、清水石材さん（フリーダイヤル０１２０－

８７－１４８３）に教えてもらってください。「『ゆいっこ花巻新聞』を見ました」とお話しください。
　墓地の詳しい所在地、空きがあるか、使用料・管理料等については、各墓地の管理者に直接お問い合わせください。清水石材さんではわかりません。

質問 13：同じ宗派の花巻市内のお寺に改葬したいので、市内の寺院の情報を教えてください。
答：14 ページの表３をご覧ください。

質問 14：自然葬とはどのようなものですか。
答：従来の石碑を建てたお墓ではなく、遺骨を直接自然へ還したり、墓標として自然物を用いるものを指します。墓でなく、海や山などに遺体や遺灰を還すことにより、自然の大きな循環の中にかえろうとする葬送の方法です。
　墓地や霊園を造成しない環境に優しい葬送方法として注目されています。また、お墓を継承する人がいなくともよいというメリットもあります。
　具体的には散骨、海洋葬、樹木葬などがあります。
　　散骨　―＞　質問 15
　　海洋葬　―＞　質問 16
　　樹木葬　―＞　質問 17

質問 15：散骨はどのようなものですか。
答：船や飛行機での散骨のほか、山での散骨もあります。宇宙葬というのもあるそうです。節度を守った散骨であれば問題はないとされています。
　海の散骨の場合は、骨は米粒より小さくしておくこと。山の散骨の場合は、骨は灰にしておくことが必要です。
　また、散骨しても墓を建てる方もいます。

質問 16：海洋葬について教えてください。
答：船をチャーターして海に散骨します。現在では海洋葬を扱う業者は増えており、海での散骨の費用は５～20 万円くらいです。船に乗り込まなくても、業者に委託することもできます。
　生活保護を受けている方、東日本大震災の被害を受けた方で、その会社の定める条件を満たしていると認められた場合、海洋散骨葬を無料でやってくださる会社もあります。

質問 17：樹木葬について教えてください。
答：墓石ではなく、樹木を墓標（目印）として遺骨を埋葬し、供養する方法です。一関市萩荘字栃倉の知勝院は日本の樹木葬の先駆けです。知勝院の使用料は 50 万円です。
　知勝院では花巻市大迫町にも樹木葬墓地を設けています。こちらについての詳細は、16 ページの表 4 をごらんください。

質問 18：手元供養について教えてください。
答：手元供養とは「お墓を建てたいが高くて買えない」「すでに墓はあるが、遠方のため気軽にお参りできない」といった人のために、遺骨を自宅においておく方法です。
　現在の墓地埋葬法によれば、適切に死亡届が出され、火葬された遺骨であれば、墓地に埋葬しようがしまいが自由だそうです。日本でも近年、手元供養の利用者が増えています。
　遺骨をセラミックで固めて横 20 センチ、縦 10 センチ程度のプレート状にしたもの、遺骨をペンダントに入れたもの、ミニ骨壺入れたもの、遺骨を固めて仏像状にしたもの、インテリアとしても有用なオブジェにしたものなどさまざまあります。値段も 1 万～100 万円とまちまちです。
　「故人をいつも身近に感じていたい」「近くで見守ってほしい」という思いを叶えてくれるものといえます。

※）お墓について、こんなことを知りたい、この項目について詳しく知りたいといったご希望がありましたら、ゆいっこ花巻の事務所へお電話、ファックス、メールまたは来訪してお話しください。できる限り調査して、ゆいっこ新聞でお答えします。

表１　花巻市営墓地

墓園名	松園墓園	高木墓園	石沢墓園	東和墓園
所在地	花巻市松園町 477	花巻市東十二丁目 10-88-4	花巻市石鳥谷町 好地2-161-1	花巻市東和町 土沢2-22
使用料	7万円～	15万3,000円～	14万5,000円～	20万円～
年間管理料	2,400円～	一律3,240円	2,976円～	2,400円～
空き（※）	56区画	37区画	25区画	5区画
問合せ	花巻市役所 市民生活部 生活環境課 電話：24-2111 （内線266・267）	花巻市役所 市民生活部 生活環境課 電話：24-2111 （内線266・267）	花巻市役所 石鳥谷総合支所 市民サービス課 市民生活係 電話：45-2111 （内線230）	花巻市役所 東和総合支所 市民サービス課 市民生活係 電話：42-2112 （ダイヤルイン）

（※）いずれも平成26年11月17日現在

表２　地域墓地

墓地名	所在地	墓地名	所在地
上太田墓地	太田	二枚橋	二枚橋
田力墓地	田力	春日神社	鍋倉鍛名
大畑公葬地	北湯口	糠塚	——
西晴山	——	北寺林共同墓地	——
安野墓地	高松	西光寺	中根子拾六古館前
横志田墓地	横志田	実相寺	下根子
横志田墓地	太田	五龍	北湯口
八幡墓地	円万寺八幡	一本杉	——
大谷荘向かい	湯口洗沢	長久寺	高田
神明	湯口二ツ堰	松園	松園
大久保	太田	鍋倉墓地	鍋倉字荒屋敷
高木	高松	五所ヶ森	石鳥谷町大瀬川
狼沢	狼沢	大興寺	石鳥谷町大興寺
北万丁目共同墓地	下北万丁目	東和町公営墓地	東和町百沢
高木共同墓地	高木	財川原墓地	大迫町亀ヶ森

表3　花巻市内寺院リスト

宗派		寺院名	所在地	電話番号
天台系	天台寺門宗	音羽山　清水寺	太田	28-2624
	本山修験宗	櫻華山　延命寺	中根子	23-5496
		寶城山　長谷寺	石鳥谷町	45-5585
真言系	真言宗国分寺派	天龍山　遍照院	桜町	24-6421
	真言宗智山派	開運山　不動寺	高木	24-1230
		実相山　自性院	四日町	23-7469
	真言宗豊山派	貴峰山　光勝寺	石鳥谷町	47-2230
浄土系	浄土宗	如來堂　勝行院	鍛冶町	24-2446
		藤興山　廣隆寺	四日町	23-4531
		三宝山摂取院　松庵寺	双葉町	23-3033
		梅香山　鳥谷寺	石鳥谷町	45-2823
		往生山養徳院　到岸寺	大迫町	48-3022
	浄土真宗本願寺派	山口山　専念寺	花城町	23-2920
		折居山　光徳寺	南川原町	23-4614
		命壽山　延妙寺	北笹間	29-2634
	時宗	金生山寶喜院　常楽寺	中根子	23-3895
		光林寺塔頭　超勝院	石鳥谷町	45-2910
		林長山　光林寺	石鳥谷町	45-6538
		高階山　成澤寺	東和町	42-3733
	真宗大谷派	石林山　妙円寺	愛宕町	23-5439
		願休山　順覺寺	四日町	23-2444
		花巻山　安浄寺	桜木町	23-5076
		石龍山　圓徳寺	轟木	29-2347
		大石山　長善寺	石鳥谷町	45-5881
		鶏頭山　正法寺	石鳥谷町	47-2131
		強淵山　長楽寺	石鳥谷町	45-6098
		静涼山　宗通寺	大迫町	48-9420
		亀鉢山　妙琳寺	大迫町	48-2613

浄土系	真宗大谷派	亀通山　浄圓寺	大迫町	48-3405
		熊谷山　眞行寺	東和町	42-3810
		西峰山　信泉寺	東和町	42-3046
禅系	臨済宗妙心寺派	妙應山　長久寺	御田屋町	24-1586
	曹洞宗	圓通山　歓喜寺	東十二丁目	23-3473
		大龍山　圓通寺	十二丁目	23-6517
		法音山　昌歓寺	太田	28-2145
		陽光山　雄山寺	愛宕町	23-2634
		竜淵山　瑞興寺	坂本町	24-3462
		蓮池山　圓城寺	御田屋町	23-4885
		天巖山　宗青寺	御田屋町	23-4633
		宝林(伝羅陀)山　地蔵寺	材木町	23-4475
		鶏頭山　将軍寺	轟木	29-2741
		稲荷山　金剛寺	石鳥谷町	45-2705
		猪頭山　廣濟寺	石鳥谷町	47-2240
		萬畳山　大興寺	石鳥谷町	45-5579
		寶鏡山　桂林寺	大迫町	48-2020
		亀林山　中興寺	大迫町	48-3161
		池峰山　瀧澤寺	東和町	42-3620
		松峰山　淨珠院	東和町	42-4720
		鳩峯山　浄光寺	東和町	42-4613
		月浦山　凌雲寺	東和町	42-3055
		砥峰山　興禅院	東和町	44-5625
		渓雲山　東光寺	北笹間	29-2347
		萬壽山　松山寺	台	27-2710
		稲荷山　新仙寺	石鳥谷町	45-2528
		立石山　福藏寺	東和町	44-2169
		熊峯山　常泉寺	東和町	42-4734
		瀧澤山　宝昌寺	矢沢	31-2822
日蓮系	日蓮宗	遠光山身延別院　身照寺	石神町	24-8120
		壽量山　本妙寺	東和町	42-3038

日蓮系	日蓮正宗	顯正山　法王寺	桜台	22-4099
		諸法山　楽説寺	下小舟渡	23-5377
その他		香明院	本舘	23-5718
		光明院	石鳥谷町	45-6438
		熊野山　毘沙門堂	東和町	42-3921

表4　大迫樹木葬墓地

	大迫第1墓地（奥山型）	大迫第2墓地（里山型）
見学	年に2回、 決められた日だけ	2014年は、 4回の決められた日 だけ
使用料	20万円	35万円
追加使用料 （お二人目以降の埋葬）	10万円/お1人	10万円/お1人
年会費	なし	8000円/年度（年度毎）
埋葬	年に2回、 決められた日だけ	日時の予約をすれば、 通年可能（積雪時を 除く）
お墓参り	年に2回の決められた日 と 8/15（お盆）だけ	連絡をしてから、 関係者の案内のもとに お参りする
供養	（希望される方のみ） 年に2回の決められた日 か 8/15（お盆）。 その他の日も可能だが、 墓地には入れない	日時の予約をすれば、 通年可能